10　月　号

第140号　2022年10月1日

発行人
一般社団法人四日市労働基準協会

四日市市西浦一丁目1－10
ＴＥＬ 059－353－3910
ＦＡＸ 059－352－1311

令和４年度全国労働衛生週間を迎えて

四日市労働基準監督署長　松　田　滋

四日市労働基準協会会員の皆様には、日頃より労働行政の推進につきまして、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年の夏も各地で豪雨被害がもたらされ、近年の自然災害の多さに驚きを禁じ得ませんが、秋分の日を迎え、やっと穏やかな「雷乃声を収む」気候となりました。

そして、新型コロナウイルス感染症パンデミックが収束する日も、そう遠くはないと期待するところですが、この3年で社会にどのような影響があったのか、今のところ他日の評価を待たなければなりませんが、変容した社会の中で、無駄なものが廃止される機会となった一方、残すべき大切なものも放棄されてしまっていないか、今一度、見直すことも必要ではないかと思います。

さて、本年も73回目を迎える全国労働衛生週間が10月1日から始まります。

本年のスローガンは、**「あなたの健康があってこそ　笑顔があふれる健康職場」**です。

それぞれ働く人々の健康があってこそ、その職場に笑顔があり、そして職場から家庭に戻れば、そこには家族の笑顔があることでもあると思います。

私も健康診断結果を見るたびに、正常値範囲に留めることの難しさを痛感し、長年の、そして日ごろの不摂生を後悔するわけですが、先日あるネットの「職業人生の終りを迎えたサラリーマンが最も後悔すること」という書き込みには、仕事中心で働いてきたことや積極的にチャレンジしてこなかったことのほかに、「自分の健康に気を使ってこなかったこと」がありました。

働く一人一人が自分の健康に気を使って職業人生を送ることができる職場環境が大切なことであると、改めて思うところです。

以前、労働衛生講義を受けた際に、先生から「安全と衛生の違い」は「偶然と必然の違い」、と教えていただきました。転落して怪我をするかしないかは偶然であるが、有害物に暴露して疾病となるのは必然である、という意味であったと思います。

近年、労働災害による死亡者数は全国で年間900人以下となりましたが、石綿による肺がんや中皮腫での労災認定件数は年間900件を超えており、石綿疾患の労災請求事案を見るにつけ、当時、しっかりした暴露防止の取組ができなかったのかと考えてしまいます。これは我々行政も反省すべきことでありますが、後悔しても暴露の事実は取り消せないのです。

昨年より神経障害等への健康障害を及ぼす恐れがあることから、アーク溶接作業が特定化学物質としての規制が始まりました。健康被害が出ないよう、しっかりと対策を講じなければなりませんし、我々も周知徹底を図っていく必要があります。

この労働衛生週間において、ぜひ、このようなことを確かめる機会として頂き、それぞれの職場での健康に向けた取組を進めていただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、**「みえきたSTOP！転倒災害プロジェクト2022」**の転倒予防リレーに参加いただいた皆さんには、この場をお借りして御礼申し上げます。無災害の達成を祈念しています。

中小企業の事業主の皆さまへ

２０２３年４月１日から

月６０時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント
中小企業の月６０時間超の時間外労働に対する割増賃金率が５０％になります

（2023年４月１日から）

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	１か月の時間外労働（１日８時間・１週40時間を超える労働時間）	
	60時間以下	**60時間超**
大企業	25%	**50%**
中小企業	25%	**50%**

就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。

○三重県最低賃金の改正

令和４年 10 月１日より現行の**時間額 902 円から 31 円引上げ**、

時間額 933 円

になります。この最低賃金は、三重県内で働くアルバイトやパート労働者等の名称及び年齢、国籍、性別を問わず全ての労働者に適用されます。

ただし、電線・ケーブル製造業（時間額９４２円）、建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・同附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（時間額９６２円）には特定最低賃金が定められており、それらが適用されます。

なお、「三重県最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の両方の最低賃金が同時に適用される場合、高いほうの最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

職場の化学物質管理に係る労働安全衛生規則等の改正について
職場の化学物質管理が変わります！

化学物質による休業４日以上の労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則等（特別則）による規制の対象となっていない物質を起因物とするものが約８割を占めています。これらを踏まえ特別則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、労働安全衛生規則等が改正されました。

1　新たな化学物質規制項目の施行期日

	規制項目	2022(R4).5.31(公布日)	2023(R5).4.1	2024(R6).4.1
化学物質管理体系の見直し	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加			●
	ばく露を最小限度にすること（ばく露を濃度基準値以下にすること）		●	●
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		●	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止（健康障害を起こすおそれのある物質関係）		●	●
	衛生委員会付議事項の追加		●	
	がん等の遅発性疾病の把握強化		●	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		●	
	化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示			●
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等			●
	がん原性物質の作業記録の保存		●	
実施体制の確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化			●
	雇入れ時等教育の拡充			●
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		●	
情報伝達の強化	SDS等による通知方法の柔軟化	●		
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		●	
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			●
	事業場内別容器保管時の措置の強化		●	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		●	
管理水準良好事業場の特別規則等適用除外			●	
特殊健康診断の実施頻度の緩和			●	
第三管理区分事業場の措置強化				●

2　主な改正内容等（事業場における化学物質の管理体制の強化）

（１）化学物質管理者の選任の義務化（令和６年４月１日施行）

一般消費者用製品以外の化学物質を取り扱う事業場では、業種や規模にかかわらず、化学物質管理者の選任が必要となります。

（２）保護具着用管理責任者の選任の義務化（令和６年４月１日施行）

化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者の選任が必要となります。

そのほかの改正内容等について、詳しくは「労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター」のＨＰをご確認ください。

四日市労働基準監督署管内において労働災害が増加しています！事業場における労働災害防止対策の取組強化を！

当署管内の令和４年７月末日現在の全産業における休業４日以上の死傷災害（速報値）は、対前年比で**２６．３％（８４人）**増加しています。

1　署別　災害発生状況（休業４日以上の死傷者数）令和４年７月末現在

	合　計		四日市		松　阪		津		伊　勢		伊　賀		熊　野	
年	R3年	R4年	R3年	R4年	R3年	R4年	R3年	R4年	R3年	R4年	R3年	R4年	R3年	R4年
増減比	+7.4%	+75人	+26.3%	+84人	+4.8%	+6人	−8.0%	−23人	+7.1%	+8人	+6.2%	+7人	−12.3%	−7人
合計	1,015	1,090	319	403	125	131	289	266	112	120	113	120	57	50

※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。

2　対前年比５人以上かつ 50％以上死傷者数が増加した業種、被災者及び災害の特徴等

	業種	対前年比増加 %	対前年比増加 人数	被災者及び災害の特徴等
1	一般機械器具製造業	+183.3%	+11人	①　事故の型で最も多いのは**「はさまれ、巻き込まれ」**で24%を占めています。 ②　**経験年数が3年以下**の労働者が47%を占めています。
2	化学工業	+150.0%	+6人	①　事故の型で最も多いのは**「墜落・転落」**で40%を占めています。 ②　被災者が所属する事業場所在地別では、**四日市市**が80%を占めます。
3	産業廃棄物処理業	+125.0%	+5人	①　**経験年数が1年未満**の労働者が50%を占めています。 ②　年代別では**50代の労働者**が50%を占めています。
4	商業	+86.5%	+32人	①　事故の型で最も多いのは**「転倒」**と**「交通事故」**でそれぞれ23%ずつを占めています。 ②　年代別では**60代の労働者**が32%を占めています。
5	食料品製造業	+82.4%	+14人	①　事故の型で最も多いのは**「墜落・転落」**で26%を占めています。 ②　年代別では**50代と60代の労働者**で61%を占めています。
6	社会福祉施設	+50.0%	+9人	①　事故の型で最も多いのは**「転倒」**で48%を占めています。 ②　男女別では**「女性」**が96%を占めています。
7	運輸業（参考）	+16.9%	+10人	事故の型で最も多いのは**「墜落・転落」**で23%を占め、二番目に多い**「動作の反動、無理な動作（腰痛、足首をひねって捻挫等）」**は13%を占めています。

※四日市労働基準監督署「死亡災害報告・労働者死傷病報告」令和4年7月末現在より（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。）

3　労働災害防止対策について

分析結果等を参考に各事業場において**労働災害防止対策の取組強化**をお願いします。

労働災害防止対策の参考資料等は、「みえきた ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト 2022 ～転ばぬ先の杖 48 ～」（協会ＨＰ）、「死亡災害ゼロ・アンダー 2,000 みえ推進運動」特設ページ（三重労働局ＨＰ）等をご確認ください。

令和4年 労働災害発生状況（休業4日以上の死傷者数）

四日市労働基準監督署

令和4年7月末現在

業種	年別	令和3年 死亡者数	令和3年 死傷者数	令和4年 死亡者数	令和4年 死傷者数	対前年比 死亡 人数	対前年比 死亡 %	対前年比 死傷 人数	対前年比 死傷 %
合計		4	319	1	403	−3人	−75.0%	+84人	+26.3%
製造業	食料品		17		31			+14人	+82.4%
	繊維工業				2			+2人	
	衣服その他繊維		1		1			±0人	±0.0%
	木材・木製品		3		2			−1人	−33.3%
	家具・装備品				1			+1人	
	パルプ・紙加工品	1	2			−1人	−100.0%	−2人	−100.0%
	印刷・製本		1					−1人	−100.0%
	化学工業		4	1	10	+1人		+6人	+150.0%
	窯業土石製品		13		5			−8人	−61.5%
	鉄鋼業		6		6			±0人	±0.0%
	非鉄金属		3					−3人	−100.0%
	金属製品		17		15			−2人	−11.8%
	一般機械器具		6		17			+11人	+183.3%
	電気機械器具		5		7			+2人	+40.0%
	造船				1			+1人	
	造船業以外の輸送用機械等		6		9			+3人	+50.0%
	電気・ガス・水道業				1			+1人	
	自動車整備・機械修理業		1		2			+1人	+100.0%
	上記以外の製造業		8		3			−5人	−62.5%
	小計	1	93	1	113	±0人	±0.0%	+20人	+21.5%
鉱業	採石業				1			+1人	
	上記以外の鉱業								
	小計				1			+1人	
建設業	土木工事		13		15			+2人	+15.4%
	木造家屋建築工事		2		1			−1人	−50.0%
	木造家屋以外の建築工事	1	19		16	−1人	−100.0%	−3人	−15.8%
	その他の建設業	1	12		11	−1人	−100.0%	−1人	−8.3%
	小計	2	46		43	−2人	−100.0%	−3人	−6.5%
運輸業	旅客運送業		2		3			+1人	+50.0%
	道路貨物運送業		51		57			+6人	+11.8%
	港湾運送業		2		1			−1人	−50.0%
	上記以外の運送業		4		8			+4人	+100.0%
	小計		59		69			+10人	+16.9%
第一次産業	林業								
	農業・畜産業		6		5			−1人	−16.7%
	水産業								
	小計		6		5			−1人	−16.7%
第三次産業等	商業 小売業	1	32		52	−1人	−100.0%	+20人	+62.5%
	商業 うち新聞販売業	1	4		12	−1人	−100.0%	+8人	+200.0%
	商業 上記以外の商業		5		17			+12人	+240.0%
	通信業		2		6			+4人	+200.0%
	保健衛生業 社会福祉施設		18		27			+9人	+50.0%
	保健衛生業 医療保健業・その他		16		7			−9人	−56.3%
	接客娯楽業 旅館業		1		1			±0人	±0.0%
	接客娯楽業 飲食店		10		13			+3人	+30.0%
	接客娯楽業 ゴルフ業		3		6			+3人	+100.0%
	接客娯楽業 上記以外の接客娯楽業		1		4			+3人	+300.0%
	清掃業 ビルメンテナンス業		5		2			−3人	−60.0%
	清掃業 産業廃棄物処理業		4		9			+5人	+125.0%
	清掃業 上記以外の清掃・と畜業		2		2			±0人	±0.0%
	警備業		5		7			+2人	+40.0%
	上記以外の事業		11		19			+8人	+72.7%
	小計	1	115		172	−1人	−100.0%	+57人	+49.6%

資料出所　四日市労働基準監督署「死亡災害報告・労働者死傷病報告」

注：死亡者数は内数であらわしたもの。新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害（令和4年223人、令和3年69人）を除く。

職場で新型コロナウイルスに感染した方へ

業務によって感染した場合、労災保険給付の対象となります。

<対象となるのは?>

＊感染経路が業務によることが明らかな場合

＊感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務(※)に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合

※(例1)複数の感染者が確認された労働環境下での業務

※(例2)顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務

＊医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象

＊症状が持続し(罹患後症状があり)、療養等が必要と認められる場合も保険給付の対象

<労災保険の種類>

業務に起因して感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート等の雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。

療養補償給付

①労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。

②やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。

・給付日:休業4日目から

・給付額:休業1日あたり給付基礎日額の8割(特別支給金2割含む)

＊原則として「給付基礎日額」は発症日以前3か月間の賃金を暦日数で割ったものです。

遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

<問合せ先>　四日市労働基準監督署労災課(TEL059-351-1661)

講習・教育

開催月日 月	開催月日 日	種別	修了者数（ ）内申込定員
7	4	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育	91
	5	酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育	27
	8	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	50
	15～17	アーク溶接等業務特別教育	28
	25～26	職長等教育［建設業を除く］	30
	28	特定粉じん作業従事者特別教育	42
	30	自由研削用といしの取替え等業務特別教育	29
8	4	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育【追加】	46
	8～9	安全衛生推進者養成講習	26
	19･21	クレーン運転業務特別教育	35
	23･28･9/3～4	フォークリフト運転技能講習	20
	23～26	〃	20
	23･8/30～9／1	〃	20
	25	ＫＹＴ実践研修	29
	29～30	職長・安全衛生責任者教育	28
9	2～3	産業用ロボットの教示等の業務特別教育	29
	6～7	安全管理者選任時研修	38
	9	低圧電気取扱業務特別教育	57
	12	衛生推進者養成講習	24
	13	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	48
	15～16	職長等教育［建設業を除く］	32
10	7～9	アーク溶接等業務特別教育	(30)
	12～13	職長等教育［建設業を除く］	(32)
	24	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育【追加】	(50)
	26	ＫＹＴ実践研修	(32)
	29	自由研削用といしの取替え等業務特別教育	(30)
11	7～8	安全衛生推進者養成講習	(40)
	11･13	クレーン運転業務特別教育	(40)
	17～18	職長等教育［建設業を除く］【追加】	(32)
	25	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	(50)
12	2～3	産業用ロボットの教示等の業務特別教育	(36)
	5	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育	(90)
	6	特定粉じん作業従事者特別教育	(40)
	8～9	職長等教育［建設業を除く］	(32)
	13～14	安全管理者選任時研修	(40)
	16	ＫＹＴ実践研修	(32)

協会のうごき

開催月日 月	開催月日 日	事項	場所
8	3	正副委員長会議（第２回）	当協会会議室
	〃	編集委員会（第２回）	当協会会議室
9	20	安全衛生セミナー（第２回）	当協会会議室
	22	安全衛生委員会（第２回）	当協会会議室
10	4	三重県産業安全衛生大会	三重県文化会館
	14	総務委員会（第２回）	当協会会議室
	18	理事会（第２回）	当協会会議室
	19～21	全国産業安全衛生大会	マリンメッセ福岡
11	2	正副委員長会議（第３回）	当協会会議室
	〃	編集委員会（第３回）	当協会会議室
	22	四日市地方産業安全衛生大会・優良勤労者表彰式	中止

2022年度四日市地方産業安全衛生大会＆優良勤労者表彰式中止のお知らせ

本年11月22日に開催を予定しておりました今年度の四日市地方産業安全衛生大会＆優良勤労者表彰式は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、また、その終息時期が見通せないことから、大会＆表彰式典を中止させていただきます。

令和4年度三重県産業安全衛生大会開催のご案内

日　時：令和4年10月4日（火）午後1時より（受付12時～）
場　所：三重県文化会館　中ホール

第81回全国産業安全衛生大会開催のご案内

日時：令和4年10月19日（水）～10月21日（金）
（オンデマンド配信期間　10月19日（水）～11月4日（金））
場所：マリンメッセ福岡　B館　他

令和４年９月から、業務改善助成金（通常コース・特例コース）が拡充されました！

業務改善助成金（通常コース）は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引上げ、設備投資等を行う中小企業事業主の方を対象とする助成金です。
「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大、事業場内最低賃金870円～920円未満の助成率の引上げ等、制度が充実されました。
業務改善助成金（特例コース）については、申請日までに賃金の引上げを完了していることが必要です。申請期限が令和５年１月31日まで延長され、賃上げ対象期間も令和４年12月31日まで延長されました。
▷お問合せ
業務改善助成金コールセンター
電話番号：0120－366－440
（受付時間：平日８：30～17：15）
▷その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。
三重労働局雇用環境・均等室　電話：059－226－2110

会員事業場のご紹介

社会に信頼され、期待され続ける活気ある製油所

コスモ石油株式会社　四日市製油所

1. 製油所概要

当所は四日市市稲葉町の埋立地に、大協石油（1939 年設立）の製油所として 1943 年に操業開始しました。その後、当所は 1962 年に隣接の午起地区の埋立地の拡張に着手し、翌 1963 年完成、今日に至っています。2022 年 8 月 1 日現在、当所は日本で歴史ある製油所のひとつとなり、社員数 447 名（関係会社含みで 644 名勤務）が勤務しています。私たちは、これからも、主に中部圏の石油エネルギー供給機能を担いながら、地域社会からの確かな信頼を勝ち得ると共に、安全操業・安定供給の使命を実現して参ります。

2. 安全衛生活動

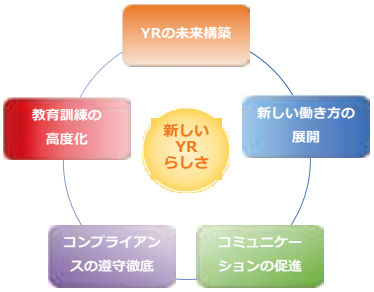

(1)安全衛生

当所は、安全衛生委員会を階層毎に設置の上、会社方針や職場単位の現状や課題を意見交換できるよう安全衛生活動に取り組んでいます。2022年度からは「新しい四日市製油所（YR）らしさ」と称した5軸の活動を展開しています。①未来構築、②新しい働き方の展開、③教育訓練の高度化、④コミュニケーションの促進、⑤コンプライアンスの遵守徹底です。そのうち、安全衛生活動に資する①未来構築の検討案件から「健康経営」と、④コミュニケーションの促進の取り組みから「災害未然防止表彰」を紹介します。

(2)健康経営

当所は、2022年度から健康経営を議論する部門横断型の委員会を設置し、課題の抽出とその課題解決に向けた対策を講じています。2020年度以来、コロナの感染拡大により、当所員の約半数が、運動や食習慣の改善、及び新しい趣味や行動への取り組みなど主体的に取り組んでいる状況ながらも、当所員の約2割が前向きな取り組みを何も実施できていないアンケート結果からの課題を踏まえ、健康診断指数改善を目的に、所員の歩数記録を通じたウォーキング企画も試行的に始めています。職場内のコミュニケーションにも繋がっています。

(3)災害未然防止表彰

当所は、製造現場で不具合個所の発見など災害が未然に防止された場合、発見者を都度表彰しています。コロナの感染抑制策の一環で、2020年度以降、災害未然防止表彰の表彰式を一部中止したり縮小開催したりと形態を変更していましたが、コミュニケーションの促進を目的に、2022年度以降、従来の製造部門のみから、保全部門や品質管理部門にも表彰対象部署を拡大の上、表彰式の様子を安全衛生委員会で動画配信し所内紹介しています。

3. 最後に
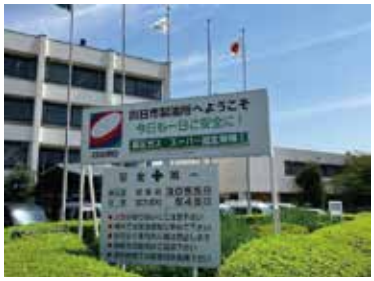
当所は、2022 年 8 月 22 日付けで、経産省の制定する「高圧ガス保安法における新認定事業者制度」において特定認定事業者（通称:スーパー認定事業者）に認定されました。当社グループ企業行動指針に掲げる「安全で事故のない企業グループであり続けます」を実践し、安全操業及びエネルギーの安定供給を通じ、お客様の豊かな生活に貢献して参ります。